



2023年9月29日
 株式会社 愛知銀行

みずほ信託銀行株式会社との信託代理店契約の締結について

株式会社愛知銀行（頭取 伊藤 行記）は、お客さまの円滑な資産承継ニーズにお応えするため、みずほ信託銀行株式会社（取締役社長 梅田 圭）と信託代理店契約を締結し、2023年10月2日（月）より、下記の商品および業務の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

当行は今後とも地域のお客さまのニーズにお応えした商品の取扱いや一層のサービス向上に努め、あいちフィナンシャルグループのスローガンである「あなたの、いちばんちかくで。」の実現を目指してまいります。

記

1. 取扱商品（詳細は別紙をご参照ください）

商品名	特徴
「遺言代用信託」 （合同運用指定金銭信託（遺言代用型））	相続発生時に簡便な手続きでご家族等が相続資産（金銭）を受け取ることができる信託商品です。
「暦年贈与型信託」 （合同運用指定金銭信託（暦年贈与型））	お客さまの生前贈与手続きをサポートし、簡便な手続きで次世代に資産（金銭）を移転することができる信託商品です。

2. 取扱業務

業務名	特徴
「遺言執行引受承諾業務」	遺言書作成のサポートや保管を行うとともに、相続発生時には遺言執行者として各種手続を行い、遺言の内容を実現する業務です。
「遺言書管理信託」	遺言書の保管のみを行い、相続が発生した際、遺言書を指定受取者へお渡しする業務です。
「遺産整理業務」	相続の開始後、相続人全員から委任を受け、相続人の代理人として相続手続を行う業務です。

3. 取扱開始日

2023年10月2日（月）

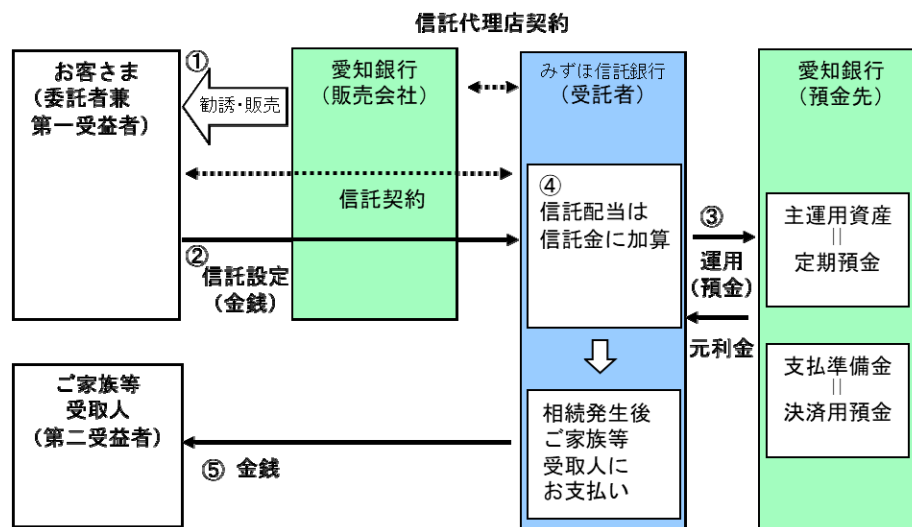
以 上

別紙

「遺言代用信託」(合同運用指定金銭信託(遺言代用型))

商 品 名	「遺言代用信託」
対 象	個人のお客さま(委託者 兼 第一受益者)
受 託 者	みずほ信託銀行株式会社
受 取 人	推定相続人の中から最大4名まで指定可能(第二受益者)
運 用 方 法	主に当行の定期預金(一部は当行の決済用預金)
信 託 期 間	5年以上30年以内(1年単位)
申 込 金 額	200万円以上3,000万円以下(1万円単位)
申 込 手 数 料	信託金額の2.2%(税込)
支 払 方 法	信託設定時にお客さまが受取方法、受取期間、受取割合を指定 ①一時金受取 ②定時定額受取
元本補てん等	運用対象は当行預金ですが、元本補てんはなく、預金保険対象外商品

<「遺言代用信託」スキーム>

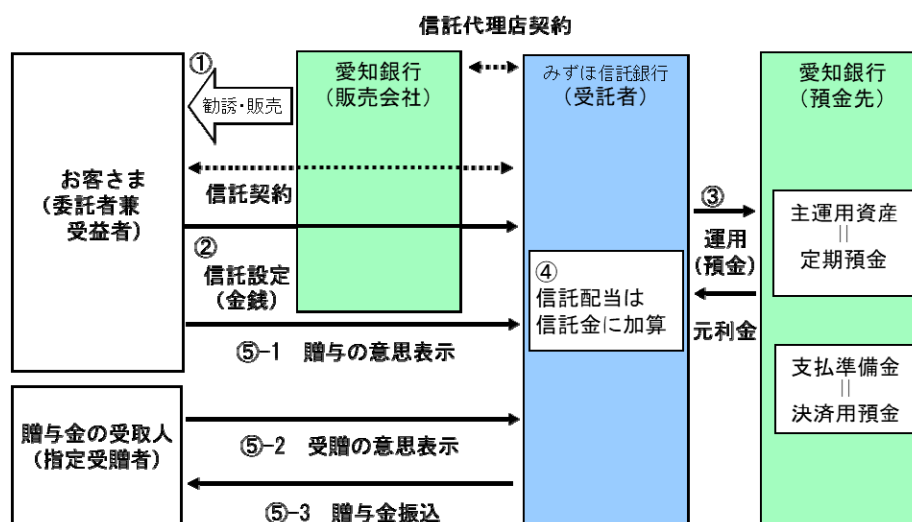


- ① 当行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店(登録金融機関)として、当行のお客さまに「遺言代用信託」をご案内し、申込を受付。
- ② みずほ信託銀行は、当行を通じ信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に当行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果(定期預金の利息)から信託配当を交付し、お客さまの信託金に加算。
- ⑤ お客さまに相続が発生した際には、ご家族等の受取人が金銭を受け取り。

「暦年贈与型信託」（合同運用指定金銭信託（暦年贈与型））

商 品 名	「暦年贈与型信託」
対 象	個人のお客さま（委託者 兼 受益者）
受 託 者	みずほ信託銀行株式会社
受 取 人	3親等以内の親族から最大9名まで指定可能
運 用 方 法	主に当行の定期預金（一部は当行の決済用預金）
信 託 期 間	5年以上30年以内（1年単位）
申 込 金 額	500万円以上（1万円単位）
申 込 手 数 料	信託金額の2.2%（税込）
管 理 手 数 料	年11,000円（税込）
贈 与 手 続	お客さまは、年1回贈与手続きが可能 みずほ信託銀行が、所定の手続きにより、お客さまからご指定頂いた金額を贈与金受取人の口座へ振込
元本補てん等	運用対象は当行預金ですが、元本補てんはなく、預金保険対象外商品

< 「暦年贈与型信託」 スキーム >



- ① 当行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、当行のお客さまに「暦年贈与型信託」をご案内し、申込を受付。
- ② みずほ信託銀行は、当行を通じ信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に当行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果（定期預金の利息）から信託配当を交付し、お客さまの信託金に加算。
- ⑤ お客さまは、年に1回、所定の手続きにより贈与の意思表示を行うことができ、贈与金の受取人が受贈を承諾した場合に、お客さまが指定した金額の信託財産を贈与金の受取人に交付。